

健康

がん検診・健康診査のお知らせ

▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014

受診する皆さんへのお願い 新型コロナウイルス感染予防にご協力ください。
 健康診査などの当日にも体温を測り、発熱や風邪症状がないことを確認してから受診してください。

がん検診 がん検診の申し込みをまだしていない人は、健康課までお問い合わせください。

集団検診《胃がん検診、大腸がん検診、結核・肺がん検診》

申し込みをしている人に、ご案内（問診票など）を8月中旬に送付しています。

【検診日程】

検診日	場 所
10月14日(金)	みとよ未来創造館
10月16日(日)	
10月17日(月)	
10月18日(火)	
10月19日(水)	
10月20日(木)	
10月21日(金)	



※がん検診を受ける人は、案内に記載している指定の日時にお越しください。
 ※仁尾町、山本町、栗島の日程は、広報みとよ11月号でお知らせします。
 ※都合がつかない場合は健康課にご連絡ください。

医療機関検診

大腸がん検診、肝炎ウイルス検診は10月31日(月)まで、胃がん検診は11月30日(水)まで、子宮頸がん検診・乳がん検診は令和5年2月28日(火)まで、三豊市・観音寺市の実施医療機関で受診できます。いずれも医療機関用の受診票が必要です。

※大腸がん検診は、10月31日(月)までに採便容器を提出する必要があります。
 ※胃がん検診は、10月31日(月)までに事前受診をお願いします。

健康診査 特定健康診査・健康診査は、三豊市・観音寺市の実施医療機関で10月31日(月)まで受診できます。受診の際には、事前予約をし、5月下旬に届いた水色の封筒と健康保険証を必ずご持参ください。

※実施期間終了間際は混み合う場合がありますので、早めの予約・受診をお願いします。

健康

高齢者インフルエンザ予防接種のお知らせ

▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014

対象者には水色の予診票を送付していますので、希望者は医療機関で予約し、接種してください。

- 対象者**
- ①市内に住所がある、昭和33年3月31日以前に生まれた65歳以上の人
 ※昭和32年10~12月生まれの人は、65歳の誕生日以降に予診票を送付します。
 ※昭和33年1~3月生まれの人には、予診票を送付しません。希望者は65歳の誕生日以降にご連絡ください。
 - ②60~64歳で、心臓・腎臓・呼吸器の機能に障がいがある人、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいがある人
 ※いずれも身体障がい者1級に該当する人が対象です。

接種期間 令和5年3月31日(金)まで

接種費用 1,200円 ※生活保護世帯または市民税非課税世帯の人は、予防接種を受ける際に証明書類を医療機関にすることで接種費用が無料になります。詳しくは、予診票に同封している「ご案内」をご覧ください。

健康

後期高齢者医療制度から療養費申請のお知らせ

▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014
 県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎087-811-1866

療養費の申請について

いったん全額自己負担したとき

次のような場合は、いったん全額を本人が支払い、後から健康課または各支所へ申請をして認められると自己負担額以外の部分が『療養費』として支給されます。(申請には時効があります)

- ・やむを得ず、被保険者証(保険証)を持たずに診療を受けたとき
- ・海外渡航中に治療を受けたとき(治療目的の渡航は除く)
- ・緊急の手術や重病など、やむを得ない理由により、医師が認めた入院・転院をする場合で、かつ救急車で搬送が困難な移送となったとき(移送費)
- ・医師の指示でコルセットなどの治療用装具を作ったとき
- ・医師の同意を得て、あんま・マッサージ、はり・灸などの施術を受けたとき
- ・限度額適用・標準負担額減額認定証の適用区分が区分Ⅱをお持ちの人で、長期入院該当の申請をして、食事代の差額が生じたとき



柔道整復(接骨院・整骨院)のかかり方

柔道整復(接骨・整骨・骨つぎ)とは、骨や関節・筋肉のけが(すべったり、転んだり、ぶつけたりしたときの新しい負傷)の治療・応急手当を目的とする施術です。

保険適用となる施術	全額自己負担となる施術
<ul style="list-style-type: none"> ・打撲 ・ねんざ ・挫傷(肉離れなど) ・骨折・脱臼 ※応急手当の場合を除き、医師の同意が必要です。	<ul style="list-style-type: none"> ・単なる肩こり、腰痛、肉体疲労 ・特にけがはないが、疲れを取ることが目的のもの ・古傷など、症状改善が見られない長期の治療 ・脳疾患後遺症などの慢性病 ・整形外科や外科での治療中の部位 など



接骨院・整骨院にかかるときは、負傷の原因を正しく伝えて施術を受けましょう。また、治療が長引く場合は、一度医師の診断を受けましょう。

<県広域連合事務局からのお願い>

接骨院・整骨院からの請求の中には、保険の対象とならない施術についての請求や不適切な請求が見つかることがあります。適正な保険給付のために調査が必要と判断される場合には、県後期高齢者医療広域連合から被保険者に「負傷原因」「施術年月日」「施術内容」などを直接照会する場合があります。

このため、医療費通知や領収書は保管し、照会があった場合は回答にご協力ください。